

資源ごみ集団回収の流れと手続き等について

1 資源ごみ集団回収の流れ

①実施団体として「資源ごみ回収団体届出書」を市に届出

- * 記入方法：P. 4 の記入例のとおり
- * 提出期限：第1回目の実施前に必ず提出
- * 添付書類：報奨金振込口座の通帳のコピー

※更新についても、団体登録の手続きをしていただけます。

②団体が、回覧等で周知し、集団回収を実施

- * いつ、どこで、何を回収するかをあらかじめ住民、会員等の協力者に回覧等により周知する。(回覧等に記載のないものは支払対象外です。)
- * 市の資源ごみ収集と混同しないように、日時・場所は市の収集と同じにしない。

③回収業者に集めた資源物を売却（業者へ資源物を持ち込むか回収してもらう）

- * 回収業者はP. 3の一覧表を参照
- * 回収業者より「資源ごみ売却実績報告書」を受領する。(報告書は「申請書(市提出)」と「実施団体控」の2枚複写となっています。)

④団体が、市に「資源ごみ売却実績報告書(申請書と実施団体控用)」を提出

- * 実施団体名、代表者住所、氏名を記入押印する。(報告書に記入する実施団体名、代表者住所及び氏名は、届出書と同一にしてください。)
- * ※報告書に団体名等の記入及び押印がない場合、お支払できません。
- * 実施月の翌月5日までに提出してください。
- * 報告書に、あらかじめ住民・会員等の協力者に周知した「**回覧文書**」等を必ず**添付すること**。(定期的に継続して実施する場合(例：毎月第1土曜日に実施)や年間計画で実施を周知する場合は、その期間実施する旨を周知した書面を当初に提出することで、都度の添付は不要とすることもできます。**回覧等に記載のないものは支払対象外です。**)
- * 「実施団体控用」は、市受付印を押印し返却します。大切に保管してください。

⑤市が、団体に報奨金を交付

- * 5日までに提出があった場合、その月の月末までに指定口座に振込みます。
- * 報告書の提出が遅れると、月末の支払いが遅れる場合があります。
- * 年度当初、年度末については取りまとめの期日及び支払日が異なります。
3/6~3/31 提出分⇒支払日：4月末、 4/1~5/5 提出分⇒支払日：5月末

2 報奨金について

報奨金は、「団体が指定した日及び場所において共同収集した資源ごみを、市の登録業者へ売却」した際に、その売却実績に基づき、次のとおり支払います。そのため、実績報告書提出の際は、必ず、回覧等の周知の文書を添付してください。

・ **報奨金額 = 【重量割】 3円／1kg + 【回数割】 2,000円／1回**

* 「重量割」は、回収した資源ごみの実重量となりますが、ビン類、ビールケースは次により重量換算します。

① **ビン類は0.7kg/1本とし、1kg未満を切り上げます。**

例) ビン5本 $5本 \times 0.7kg = 3.5kg \rightarrow$ 切り上げにより 4kg

② **ビールケースは1.5kg/1本とし、1kg未満を切り上げます。**

例) ビールケース5個 $5個 \times 1.5kg = 7.5kg \rightarrow$ 切り上げにより 8kg

* 「回数割」は、年12回(24,000円)までです。

* 報奨金は、10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

* 支払いの対象となるものは、あらかじめ住民、会員等の協力者に回覧等により周知して、回収し売却した物になりますので、**回覧等に記載のないものは支払対象外となります。**回覧等の作成の際にはご注意ください。

3 「回収団体届出書」及び「売却実績報告書」の提出先

・ 環境政策課 (みかもクリーンセンター)

※PTAなど、学校からの提出の際は、教育総務課経由の使送便でも提出可能です。
(その場合、日数を要するため、受付日(提出日)は環境政策課到着日となります。)

・ 市民課戸籍係 (佐野市役所1階)

・ 田沼行政センター市民係 (田沼行政センター1階)

・ 葛生行政センター市民係 (葛生行政センター1階)

・ 赤見支所

4 問い合わせ先 環境政策課クリーン推進係 (みかもクリーンセンター内)

TEL 23-8153

5 資源ごみ集団回収 登録業者一覧

No	業者名	住所	電話番号	取扱品目
1	(有)山根商店	佐野市大橋町 2197	22-1791	紙類・ビン・金属類・その他
2	桜井利夫商店	佐野市堀米町 241	22-2771	紙類・ビン・金属類
3	杉田商店	佐野市朝日町 856-1	22-6656	紙類・ビン・金属類・布類・その他
4	岩出商店	佐野市犬伏下町 1994	23-5883	紙類・ビン・金属類・その他
5	(有)平岩商店	佐野市赤坂町 211-1	22-6621	紙類・金属類
6	シーシーエス(有)	佐野市堀米町 616-11	21-3302	紙類・金属類
7	(株)中商	佐野市高萩町 375	20-1291	紙類・金属類・ビン類
8	三弘紙業(株)	佐野市田島町 236-1	27-3375	紙類・金属類

※登録業者以外の業者に売却した場合は、報奨金は交付されません。

※取扱品目の内容、回収方法等については、実施前に回収業者に直接お問い合わせください。

※資源ごみ売却実績報告書（申請書と実施団体控用）の合計欄は、単位が異なる場合は、記入されないことがあります。

登録番号

(記入例)

資源ごみ回収団体届出書

第1回目の回収実施日
以前の日付

年 月 日

佐野市長 様

代表者の役職名を記入してください。
 (記載例: 会長、町会長、代表)
 ※副会長、副〇〇等は不可
 必ず団体の代表者名を記入してください。

実施団体名	〇〇町子供会育成会
代表者住所	佐野市 高砂町 1 番地
代表者役職名	会長
フリガナ	サノタロウ
代表者氏名	佐野 太郎
電話	(23) 8153

佐野市資源ごみ回収報奨金等交付要綱第4条の規定により、次のとおり届出します。

実施団体名と口座名義の団体名は、原則同一にしてください。

記

実施団体名の代表者氏名と口座名義の氏名は原則同一をお願いします。ただし、「〇〇町子供会育成会 会計 田沼花子」の場合は、同一でなくてもかまいません。

- 1 地区名及び所属町会名
- 2 所属世帯数
- 3 年間実施予定回数
- 4 実施予定曜日
- 5 実施予定集積場所
- 6 報奨金の振込先

佐野 地区 〇〇町、×× 町会

約300 世帯

1 2 回

土 曜日

〇〇公民館他3か所

複数町会の場合は
〇〇小管内、〇〇地区管内

①金融機関名

〇〇 銀行

②支店・支所名

〇〇 支店

③預金種目(いずれかを○で囲んでください。)

普通・当座

④口座番号

〇〇〇〇〇〇〇〇

フリガナ

〇〇〇〇チョコドモカイクセカイ

カチョウ サノタロウ

⑤口座名義

〇〇 町子供会育成会

会長 佐野 太郎

口座番号及び口座名義確認のため、口座の変更がない場合も、必ず、通帳の写しを添付してください。